



名寄の明日を支える企業を応援します

♪市が行う中小企業向け支援制度の各種事業をご案内♪

- 補助基準、対象経費、支給限度額は各事業により異なります。

いずれも商工会議所・商工会への事前の申請が必要です。

該当事業があります
したらご相談ください。



★販路拡大事業

①地場企業が新たな市場の開拓と販路の拡大のため、展示会、物産展、見本市などに参加する事業

- ②新製品の開発並びに自社製品の改良および品質向上のため、試験研究機関などに試験および分析を依頼する事業

- 商店街活性化を推進するため地域住民とのふれあいを深めるコミュニティー事業

- 商業団体、各種グループが主催する事業に要する経費を助成

○商店街活動の基礎とするための調査研究

- ①商業団体が実施する計画策定事業

- ②商業団体が実施する調査、診断事業

- ③自主活動支援事業、グループが主体となって行う調査・研究事業

○商店街空き地空き店舗活用事業

↓名寄市都市計画用途地域の商業地域内の空き地、空き店舗を活用する事業

○若年技能者育成促進事業

↓若年技能者を育成し技能を継承するための活動を実施する事業

○技能育成対策事業

↓技能士の技能水準および社会的地位向上を図るため活動する団体への助成

★工業技術者養成事業

↓技術の向上を図るため企業や個人が合同で研究会などを1年以上継続して開催する事業

○人材確保・養成事業

- 人材開発センター利用促進事業

- ↓人材開発センターを利用し研修会などを開催した場合

○中小企業大学校派遣事業

↓企業の経営管理者や従業員が中小企业大学校受講する場合

○地元企業就職促進活動事業

↓経済団体や企業団体が学生などに対し地元企業の宣伝活動を行った場合

○勤労福祉事業

↓経済団体や企業団体が学生などに対し地元企業の宣伝活動を行った場合

★退職金制度普及促進事業

【対象】新たに退職金制度に加入した事業所

- 中小企業退職金共済制度加入事業

- ↓同制度に事業所が新規加入した場合

- 特定退職金共済制度加入事業

- ↓同制度に事業所が新規加入した場合

- パート労働者退職金制度加入事業

- ↓中退共・特退共制度に事業所が新規加入した場合

○問合わせ

名寄商工会議所

0165433155

風連商工会

016553077

016542111

営業戦略室営業戦略課

(名寄市3階)

(内線3346)

★商店街環境整備促進事業

↓公共性を有する商店街施設の環境整備に必要な経費を助成

○組合事務所の維持管理

↓組合事務所の運営管理に要した経費を助成

★店舗支援事業

↓投資額200万円以上の店舗または事務所の新築および増改築事業

↓労働環境の向上と雇用の安定化を図るため事業所内の福利厚生施設を設置する事業

★勤労福祉事業

↓公共性を有する商店街施設の環境整備に必要な経費を助成